

研究にかかわる『評価システム』の在り方検討委員会設置要綱

〔平成 22 年 11 月 25 日
日本学術会議第 112 回幹事会決定〕

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、研究にかかわる『評価システム』の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、我が国における科学・技術の評価システムを見直す観点から、研究課題、研究者個人の研究業績及び研究機関（大学、大学共同利用施設、独立行政法人等）の評価の在り方について、調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 23 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。